

浪江町請戸漁港水揚げの海産物「請戸もの」ロゴマークの使用要領

(目的)

第1条 この規程は、浪江町請戸漁港水揚げの海産物「請戸もの」ロゴマーク（以下「請戸もの」ロゴマークという。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「請戸もの」ロゴマークに関する権利)

第2条 「請戸もの」ロゴマークに関する一切の権利は、浪江町（以下「町」という。）に属する。

(使用申請)

第3条 「請戸もの」ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 町又は町教育委員会が主催するイベントや実施する情報発信の取組等で使用する場合
- (3) 町又は町教育委員会が共催・後援するイベント等で使用する場合
- (4) 相馬双葉漁業協同組合請戸地区が主催するイベントや実施する情報発信の取組等で使用する場合

2 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、申請した内容に変更が生じた場合、前項に基づき、改めて申請書を提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の申請書が提出された場合、使用の可否を決定し、「請戸もの」ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）又は「請戸もの」ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、「請戸もの」ロゴマークの使用承認にあたっては、必要に応じ条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 「請戸もの」ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (6) 「請戸もの」ロゴマークの使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) 「請戸もの」ロゴマークのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) 「請戸もの」ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合
- (9) 「請戸もの」ロゴマーク使用ガイドに従わない場合
- (10) その他町長が不適当と認める場合

(使用料)

第6条 「請戸もの」ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の指示等)

第7条 「請戸もの」ロゴマークを使用する者が、第5条の各号の一に該当する場合、又はこの要領に従わないとき、町長はその使用を制限、中止、又は必要な指示等（以下「指示等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その指示等に従わなければならない。

2 町長は、前項の規定による指示等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、使用者に「請戸もの」ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第8条 町は、この要領による使用届出に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 町は、「請戸もの」ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「請戸もの」ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、「請戸もの」ロゴマークの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、浪江町農林水産課農林水産係が行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、「請戸もの」ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。